

平成21年度 第3回 富合町合併特例区協議会臨時会

< 参 考 資 料 >

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則新旧対照表（第1条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の支給）</p> <p>第4条 前2条に規定する給与の支給については、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号。以下「給与条例」という。）の例による。</p> <p>2 前項の規定により給与条例の例によることとされたもののうち期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条例第30条第2項(表の部分を除く。)に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、3月に支給する場合は<u>100分の20</u>、6月に支給する場合は100分の145、12月に支給する場合は100分の160とする。</p> <p>(2) 給与条例第30条第5項において、人事委員会規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>（給与の支給）</p> <p>第4条 前2条に規定する給与の支給については、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号。以下「給与条例」という。）の例による。</p> <p>2 前項の規定により給与条例の例によることとされたもののうち期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条例第30条第2項(表の部分を除く。)に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、3月に支給する場合は<u>100分の30</u>、6月に支給する場合は100分の145、12月に支給する場合は100分の160とする。</p> <p>(2) 給与条例第30条第5項において、人事委員会規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則新旧対照表（第2条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与の支給）</p> <p>第4条 前2条に規定する給与の支給については、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号。以下「給与条例」という。）の例による。</p> <p>2 前項の規定により給与条例の例によることとされたもののうち期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条例第30条第2項(表の部分を除く。)に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、6月に支給する場合は100分の145、12月に支給する場合は<u>100分の165</u>とする。</p> <p>(2) 給与条例第30条第5項において、人事委員会規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>（給与の支給）</p> <p>第4条 前2条に規定する給与の支給については、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号。以下「給与条例」という。）の例による。</p> <p>2 前項の規定により給与条例の例によることとされたもののうち期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条例第30条第2項(表の部分を除く。)に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、<u>3月に支給する場合は100分の20</u>、6月に支給する場合は100分の145、12月に支給する場合は<u>100分の160</u>とする。</p> <p>(2) 給与条例第30条第5項において、人事委員会規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）

（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）

（合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例区規則）

第五十四条 合併特例区の長は、第四十八条第二項、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百四条第二項 及び第三項 並びに第二百四条の二、第三十六条第七項において読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項 及び第四項 並びに第二百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八条第一項 前段並びに第二百四十一条第一項、第二項及び第八項 並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同法第二百四十四条の二第二項 から第四項 まで及び第九項 の合併特例区規則を定めようとするときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

- 2 前項に規定する合併特例区規則は、合併市町村の長の承認を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない